

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、住民基本台帳に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

吹田市長

公表日

令和7年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知5 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付6 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会8 住民からの請求に基づく住民票コードの変更9 個人番号の通知及び個人番号カードの交付10 個人番号カード等を用いた本人確認 <p>なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任を行う。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1 住民記録システム2 住民基本台帳ネットワークシステム3 中間サーバー4 団体内統合宛名システム5 証明書交付システム6 サービス検索・電子申請機能7 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none">1 住民基本台帳ファイル2 本人確認情報ファイル3 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2 住基法 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	吹田市市民部市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	吹田市市民部市民課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1233
-----	--------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[<input type="checkbox"/> 提供・移転しない]	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[<input type="checkbox"/> 接続しない(入手)] [<input type="checkbox"/> 接続しない(提供)]	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・紛失、誤廃棄等が行われないよう、書類の整理を行い、セキュリティエリアや鍵付きのキャビネットで保管している。 ・住基情報をシステムに入力を行う際は複数人で入力内容のチェックを行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/> 自己点検] [<input checked="" type="radio"/> 内部監査] [<input type="checkbox"/> 外部監査]	
10. 従業者に対する教育・啓発		
		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	5.評価実施機関における担当部署	特記事項文章	特記事項文章削除	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成28年11月18日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	いつの時点の計数か 平成28年8月1日時点	いつの時点の計数か 平成29年9月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成28年11月18日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	いつの時点の計数か 平成28年8月1日時点	いつの時点の計数か 平成29年9月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成28年11月18日	1.対象人数	いつの時点の計数か 平成26年11月30日時点	いつの時点の計数か 平成28年8月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成28年11月18日	2.対象人数	いつの時点の計数か 平成26年11月30日時点	いつの時点の計数か 平成28年8月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成29年9月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	特記事項文章	特記事項文章削除	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成29年9月4日	1.対象人数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日時点	いつの時点の計数か 平成29年9月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成29年9月4日	2.対象人数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日時点	いつの時点の計数か 平成29年9月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成30年8月1日	1.対象人数	いつの時点の計数か 平成29年9月1日時点	いつの時点の計数か 平成30年8月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成30年8月1日	2.対象人数	いつの時点の計数か 平成29年9月1日時点	いつの時点の計数か 平成30年8月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月14日	I-6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成30年9月14日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	河渕 隆啓	竹嶋 久美子	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成31年4月12日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	<新規>	課長	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成31年4月12日	1.対象人数	いつの時点の計数か 平成30年9月1日時点	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成31年4月12日	2.対象人数	いつの時点の計数か 平成30年9月1日時点	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
平成31年4月12日	IVリスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
令和2年6月1日	I-6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80の項)	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80の項)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令項目の修正のため)
令和2年6月1日	1.対象人数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	いつの時点の計数か 令和2年6月1日時点	事前	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らないが、任意に提出
令和2年6月1日	2.対象人数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点	いつの時点の計数か 令和2年6月1日時点	事前	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らないが、任意に提出
令和3年9月1日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 住民登録システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 団体内統合宛名システム 5 証明書交付システム 6 窓口受付システム 7 サービス検索・電子申請機能 8 申請管理システム	1 住民登録システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 団体内統合宛名システム 5 証明書交付システム 6 窓口受付システム 7 サービス検索・電子申請機能 8 申請管理システム	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
令和3年9月1日	1.対象人数	いつの時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつの時点の計数か 令和5年12月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
令和3年9月1日	2.対象人数	いつの時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつの時点の計数か 令和5年12月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
令和7年2月10日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 住民登録システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 団体内統合宛名システム 5 証明書交付システム 6 窓口受付システム 7 サービス検索・電子申請機能 8 申請管理システム	1 住民登録システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 団体内統合宛名システム 5 証明書交付システム 6 サービス検索・電子申請機能 7 申請管理システム	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
令和7年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更に当らない
令和7年2月10日	IVリスク対応 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	新様式移行に係る変更
令和7年2月10日	IVリスク対応 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク 判断の根拠	-	・紛失、誤廃棄等が行われないよう、書類の整理を行い、セキュリティエリアや鍵付きのキャビネットで保管している。 ・住基情報をシステムに入力を行う際は複数人で入力内容のチェックを行っている。	事後	新様式移行に係る変更